

公 示

公示第16号

道路運送法施行規則第15条の6の規定により次のとおり公示する。

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該届出事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
2. 届出の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知する。

令和7年6月6日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



(事案の種類) 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出

事案番号	一般乗合旅客自動車運送 事業者の名称	路 線	廃止の予定日	廃止を必要とする理由
7旅1号	長電バス株式会社 (5100001002583)	別紙のとおり	令和7年10月1日	牟礼線について、人口減少の影響など、輸送需要の縮小により平日の減便、土曜日・休日の全便運休などを段階的に実施してきたところ、もはや大量輸送ができるバス車両で運行する使命は終えたと判断し、届出に及んだもの。

別 紙

7旅1号

- | | |
|---|---------|
| (1)長野県上水内郡飯綱町大字豊野4921-1先から
長野県上水内郡飯綱町大字豊野2953-2先まで | 2. 90km |
| (2)長野県上水内郡飯綱町大字豊野2953-2先から
長野県上水内郡飯綱町大字豊野5447-2先まで | 0. 10km |
| (3)長野県上水内郡飯綱町大字豊野5447-2先から
長野県上水内郡飯綱町大字平出1031先まで | 1. 80km |
| (4)長野県上水内郡飯綱町大字平出1031先から
長野県長野市大字吉765-6先まで | 1. 30km |
| (5)長野県長野市大字吉765-6先から
長野県長野市大字田中1236先まで | 3. 10km |

公 示

公示第17号

道路運送法施行規則第15条の6の規定により次のとおり公示する。

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該届出事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

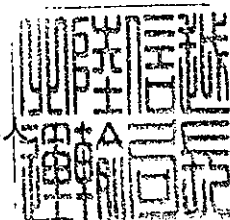
1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
2. 届出の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知する。

令和7年6月6日

北陸信越運輸局長 佐橋 真



(事案の種類) 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部休止届出

事案番号	一般乗合旅客自動車運送 事業者の名称	路 線	休止の予定日	廃止を必要とする理由
7旅2号	長電バス株式会社 (5100001002583)	別紙のとおり	令和7年10月1日	運動公園線について、沿線の利用者は減少傾向にあることから一旦休止とし、令和7年10月1日をもって廃止となる牟礼線の長野市三輪地区への路線付け替えを行うため、届出に及んだもの。

別 紙

7旅2号

(1)長野県長野市三輪2丁目2-9先から
長野県長野市三輪1丁目2-1先まで

0.85km

公 示

公示第18号

道路運送法施行規則第15条の6の規定により次のとおり公示する。

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該届出事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
2. 届出の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知する。

令和7年6月6日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



(事案の種類) 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出

事案番号	一般乗合旅客自動車運送 事業者の名称	路 線	廃止の予定日	廃止を必要とする理由
7旅3号	アルピコ交通株式会社 (1100001014104)	別紙のとおり	令和7年10月1日	高府線について、長野市周辺の路線バス運行を担当する長野営業所において、慢性的な乗務員不足や乗務員の高齢化が深刻な課題となっているところ、中山間地に車庫を構えることで早朝・夜間の時間帯の運行効率化に取り組んできたが、乗務員不足解消の目途が立たないことに加え、人口減少も大きく、経営面での改善も見込めないことから、届出に及んだもの。 なお、現在関係者と調整中であり、廃止日を令和8年3

				月末まで繰り下げとする可能性がある。
7旅4号	アルピコ交通株式会社 (1100001014104)	別紙のとおり	令和7年10月1日	新町大原橋線について、長野市周辺の路線バス運行を担当する長野営業所において、慢性的な乗務員不足や乗務員の高齢化が深刻な課題となっているところ、中山間地に車庫を構えることで早朝・夜間の時間帯の運行効率化に取り組んできたが、乗務員不足解消の目途が立たないことに加え、人口減少も大きく、経営面での改善も見込めないことから、届出に及んだもの。 なお、現在関係者と調整中であり、廃止日を令和8年3月末まで繰り下げとする可能性がある。
7旅5号	アルピコ交通株式会社 (1100001014104)	別紙のとおり	令和7年10月1日	鬼無里線について、長野市周辺の路線バス運行を担当する長野営業所において、慢性的な乗務員不足や乗務員の高齢化が深刻な課題となっているところ、中山間地に車庫を構えることで早朝・夜間の時間帯の運行効率化に取り組んできたが、乗務員不足解消の目途が立たないことに加え、人口減少も大きく、経営面での改善も見込めないことから、届出に及んだもの。 なお、現在関係者と調整中であり、廃止日を令和8年3月末まで繰り下げとする可能性がある。
7旅6号	アルピコ交通株式会社 (1100001014104)	別紙のとおり	令和7年10月1日	県道戸隠線について、長野市周辺の路線バス運行を担当する長野営業所において、慢性的な乗務員不足や乗務員の高齢化が深刻な課題となっているところ、中山間地に車庫を構えることで早朝・夜間の時間帯の運行効率化に取り組んできたが、乗務員不足解消の目途が立たないことに加え、人口減少も大きく、経営面での改善も見込めないことから、届出に及んだもの。
7旅7号	アルピコ交通株式会社 (1100001014104)	別紙のとおり	令和7年10月1日	高府線・新町大原橋線共通区間について、高府線と新町大原橋線が並行している区間であり、両系統を廃止することから、届出に及んだもの。 なお、現在関係者と調整中であり、廃止日を令和8年3月末まで繰り下げとする可能性がある。

7旅8号	アルピコ交通株式会社 (1100001014104)	別紙のとおり	令和7年10月1日	篠ノ井新町線について、長野市周辺の路線バス運行を担当する長野営業所において、慢性的な乗務員不足や乗務員の高齢化が深刻な課題となっているところ、中山間地に車庫を構えることで早朝・夜間の時間帯の運行効率化に取り組んできたが、乗務員不足解消の目途が立たないことに加え、人口減少も大きく、経営面での改善も見込めないことから、届出に及んだもの。
------	-------------------------------	--------	-----------	---

別紙

7旅3号 高府線

- (1)長野県長野市七二会甲1348番地先から
長野県上水内郡小川村高府3534番地先まで 8.70km
- (2)長野県上水内郡小川村高府7536番地1先から
長野県上水内郡小川村高府13317番地3先まで 2.30km

7旅4号 新町大原橋線

- (1)長野県長野市七二会甲1348番地先から
長野県長野市七二会甲875番地1先まで 0.24km
- (2)長野県長野市信更町安庭2016番地先から
長野県長野市信州新町大字日原東2190番地8先まで 10.20km
- (3)長野県長野市信州新町下市場146番地先から
長野県長野市信州新町大字下市場70番地先まで 0.40km

7旅5号 鬼無里線

- (1)長野県長野市小鍋11番地10先から
長野県長野市鬼無里字町1659番地先まで 16.60km
- (2)長野県長野市鬼無里301番地先から
長野県長野市鬼無里字町291番地2先まで 0.12km

7旅6号 県道戸隠線

- (1)長野県長野市茂菅135番地1先から
長野県長野市大字豊岡1173番地先まで 14.40km
- (2)長野県長野市大字豊岡1173番地先から
長野県長野市戸隠1472番地先まで 4.80km

7旅7号 高府線・新町大原橋線共通区間

- (1)長野県長野市七二会己510番地先から
長野県長野市七二会甲1348番地先まで 1.40km

7旅8号 篠ノ井新町線

- (1)長野県長野市篠ノ井大字布施高田825番地3先から
長野県長野市篠ノ井大字御幣川353番地先まで 0.55km

(2)長野県長野市篠ノ井大字御幣川353番地先から
長野県長野市信州新町大字水内堺沖99番地1先まで 13.30km